

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に 供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

徳島県木材認証機構

(目的)

第1条 本実施要領は、徳島県木材認証機構（以下「認証機構」という）が平成18年10月1日に制定した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」、及び平成25年10月22日に制定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主的行動規範」で規定する「事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

(実施要領に基づく認定の対象)

第2条 林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、実施要領に基づく認定を受けなければならない。

(事業者認定申請書の提出)

第3条

1. 実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1-1で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」（以下「認定申請書」とする）を認証機構へ提出しなければならない。
2. 徳島県木材認証制度における登録機関で実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1-2で定める「認定申請書（徳島県木材認証制度 登録機関用）」を認証機構へ提出しなければならない。

(事業者の認定要件)

第4条

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品(以下「合法木材」という。)及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」が互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等(以下「その他の木材」という。)と分別して保管することが可能な場所を有していること。

入出荷、加工、保管の各段階において合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」が互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

関係書類(証明書を含む)を5年間保存すること。

(責任者の選任)

本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(認定に係る審査)

第5条

- 1 認証機構は、実施要領に基づく事業者認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された認定申請書の内容について、各ガイドラインの趣旨および第4条に基づき審査を実施し、認定の可否を決定する。

(登録認定)

第6条

- 1 認証機構は第5条に掲げる審査の結果を事業者に通知するものとする。
- 2 審査に於いて認定要件を満たすと認められた事業者は所定の期日までに認定・維持管理手数料を納付しなければならない。
- 3 認定・維持管理手数料は別表1のとおり。

4 認証機構は、認定・維持管理手数料の納付を確認後、速やかに認定事業者として登録認定し、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を公表するものとする。

5 事業者認定書の有効期間は認定日の月を含み36ヶ月間とする。

(例) H25年10月1日に登録の場合、有効期限はH28年9月30日

H25年10月20日に登録の場合も、有効期限はH28年9月30日

(証明事項の記載)

第7条

1 認定事業者は、合法木材及び間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、別記3を参考とするものとする。

(取扱実績報告及び公表)

第8条

1 認定事業者は、別記4で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」等により、合法性ガイドラインに基づき証明された木材・木材製品及び間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、本機構へ報告する。

2 認証機構は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

(立ち入り検査)

第9条

認証機構は、必要に応じて、認定事業者による合法木材・間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、認証機構から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど認証機構に協力しなければならない。

(認定事業者の取り消し)

第 1 0 条

- 1 認証機構は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。
 - 証明書に記載事項に虚偽があったとき。
 - 認定事業者から認定取消の申請があったとき。
 - 認定事業者が認定要件に適合しなくなったとき。
- 2 認証機構は、認定を取り消したときは別記 5 で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

(事業者認定の継続)

第 1 1 条

認定の継続を希望する認定事業者は、指定された期日までに【別記 1 ア】で定める「認定申請書 (継続) 」を認証機構に提出しなければならない。

附則 この実施要領は、平成 2 6 年 1 月 6 日から施行する

【別表 1】

認定・維持管理手数料			
	徳島県森林組合連合会 徳島県木材協同組合連合会 会員団体に所属する事業者	左記以外の事業者	備考
徳島県木材認証制度 登録機関（既認定事業者）	¥ 1 6 , 0 0 0	¥ 8 0 , 0 0 0	
新規認定事業者	¥ 2 2 , 0 0 0	¥ 1 1 0 , 0 0 0	

登録は 3 6 ヶ月ごとに更新
表示金額は税抜き価格

